

埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項

昭和54年5月1日
文化庁長官裁定

平成元年5月29日
平成2年6月8日
平成3年5月9日
平成12年4月3日
平成17年4月1日
平成20年4月1日
平成25年6月19日
平成30年4月1日
令和2年4月1日
令和3年4月1日
改 正

1. 趣 旨

この要項は、土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）の実態を把握するための調査に要する経費について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第95条第2項および、第99条第4項に基づき国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 発掘調査

埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う発掘調査及び発掘された資料の保存整理

(2) 遺跡発掘事前総合調査

大規模な開発等が予想される地域の埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにし、開発等と調整するために行う遺跡の試掘等による総合調査

(3) 遺跡詳細分布調査

大規模な開発等が予想される地域の埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにし、開発等と調整するために行う遺跡の詳細な分布調査

(4) 重要遺跡確認緊急調査

重要な遺跡の保護を図るため遺跡の範囲及び性格を確認する調査

					手数料 ○○費 ○○料 測量委託費 ○○調査委託 保存処理委託 ○○委託費 器具借上料 借料及び損料 ○○借料 ○○料 請負費 資材費 工事資材費 木材費 骨材費 補償費	航空写真、実測委託等 時代測定（分析）委託 （試験等） ボンブ、タンブカー、ベルコン、ブルザー一他 会場借上等、自動車雇上 調査事務所用テント、プレハブ借上 調査事業の一部を請負で実施する場合の経費 （埋め戻し等） PEG、石膏等 貫板、杭 砂利、（埋め戻し用） ベルコン等（特に認める場合に限り） 調査地の農作物、立木補償金
		保存処理経費	遺跡発掘事前総合調査	同上		
			分布調査	同上		
			重要遺跡調査	同上		
		遺物整理経費	出土遺物保存処理		共済費 報償費 給与 報酬 職員手当等	労災保険 ○○保険 ○○謝金 会計年度任用職員への支給に限る 〃 会計年度任用職員への支給に限る 〃 〃 〃 〃 〃 職員（会計年度任用職員を含む）旅費
					旅費 費用弁償 普通旅費 特別旅費 需用費 消耗品費 光熱水料 役務費 手数料 通信運搬費 委託料 ○○委託 使用料及び 賃借料 原材料費 借料及び損料 保存処理薬剤 ○○料	記録用フィルム等 直営で実施する場合 処理カード作成 運送料 委託して実施する場合 （積算は直営に準ずる） 機器借上料 PEG等
	その他の経費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 ○○費 通信運搬費	連絡旅費 指導監督旅費 郵便、電信電話料等